

厚生労働大臣の定める揭示事項

2024 年 12 月 1 日現在

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

関東信越厚生局長への届出に関する事項

○人工腎臓

○導入期加算Ⅰ

○透析液水質確保加算

○糖尿病合併症管理料

○下肢末梢動脈疾患指導管理加算

○慢性維持透析濾過加算

○検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 8

○酸素の購入価格

下肢末梢動脈疾患指導管理料に関する事項

当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、

その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいて

おります。 ○連携医療機関：国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院 等

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望された方については、明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、事務室窓口にてその旨をお申し出ください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代の方への発行を含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、事務室窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方に関する事項

当院では、厚生労働省の指示により薬局において円滑にお薬が受け取れるように、一般名処方（お薬をメーカーを問わずに記載すること）を行っています。

当院が発行する処方箋は、一部のお薬を除き全て一般名処方とさせていただきます。

一般名処方とは、医師が患者さんに必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方により、同じ効能、品質、安全であると国が承認したお薬が処方されます。

同じ効能、品質、安全性であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者さんの安全性が確保されます。

ただし、同じ「成分名」で表記した処方箋であっても異なる「商品名」のお薬が薬局で処方させる可能性があるため、当院では、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点は薬局の薬剤師にお問い合わせください。

医療法人眞仁会 逗子桜山クリニック